

GIFU HOZEN

岐阜県産業環境保全協会報

1999／第39号

平成11年6月30日発行

題字：鶴原拓枝県議会議員



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

目 次

あいさつ	理事長就任ごあいさつ (社)岐阜県産業環境保全協会理事長 中本貞実	1
特 集	(社)岐阜県産業環境保全協会創立10周年記念・第20回通常総会	2
あいさつ	第20回通常総会理事長ごあいさつ (社)岐阜県産業環境保全協会理事長 小瀬洋喜	3
祝 辞	岐阜県知事 梶原拓 5 岐阜県警察本部生活保安課長 大竹和文	8
	岐阜県議會議長 殿地昇 6 (社)全国産業廃棄物連合会会长 國中賢吉	9
	岐阜市長 浅野勇 7	
特 集	創立10周年記念理事長感謝状贈呈者	10
	協会の新執行体制	13
	協会の第6回委員会委員	15
特 集	岐阜県「地球環境村」構想について 岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課	16
特 集	岐阜県廃棄物リサイクル製品認定制度について 「リサイクル型社会行動計画」づくりについて リサイクルボランティア大学の開催について リサイクル運動推進事業の実施について 岐阜県「環境子どもサミット」の開催について 岐阜県健康福祉環境部環境政策課	17
特 集	平成10年度ダイオキシン類モニタリング調査結果について 岐阜県健康福祉環境部環境管理課	19
あいさつ	就任ごあいさつ 岐阜県健康福祉環境部環境局長 奥村寛治	21
	就任ごあいさつ 岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課長 福田安昭	22
	就任ごあいさつ 岐阜市生活環境部参事 下村昭弘	23
特 集	わがまちの産業廃棄物問題と対策 瑞浪市長 高嶋芳男 岐南町長 片桐勝弘	24 25
協会だより	中部四県産業廃棄物不法処理防止合同会議 平成11年度中部地域協力会議、全産廃連会長表彰	26
	新規加入会員の紹介	27
講 演	産業廃棄物の取締りの現状について 岐阜県警察本部生活保安課廃棄物対策係長 大田政美	29
編集後記		34

理事長就任ごあいさつ



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

理事長 中本貞実

このたび、創立10周年記念・第20回通常総会におきまして、理事長にご推挙いただき、その大役をお引き受けいたすことになりました。

当協会は、創立以来10年を経過し、初代理事長梶原拓岐阜県知事さんに統いて、6年にわたって格別のご指導をいただきました小瀬洋喜大垣女子短期大学学長さんがこのたびご退任されることになり、その後任として、理事長の大役を仰せつかり、誠に光栄なことと感激いたしております。と同時に、現下の重要な環境保全問題、とりわけ厳しい環境にある産業廃棄物問題に直接に係わる当協会の使命を考えますと、その責任の重大さを痛感いたす次第でございます。

私は、岐阜県の北部、吉城郡神岡町のまさに山紫水明の地に産まれ住んでおります。この地にも、かつて、我が国の高度経済成長時代、神岡鉱山にかかわる公害問題が発生し、あの「イタイイタイ病」による多くの被害者の苦しみ、悲惨を見て環境問題の重要性を感じてまいりました。

その後、岐阜県議会議員として五期二十年

にわたり、県政において厚生常任委員や公害環境対策特別委員等を努めさせていただきましたが、私たちの生活が豊かになるにつれ、大量生産、大量消費、大量廃棄の使い捨て型ライフスタイルからの脱却が出来ない生活を指摘されているなか、生活環境への問題は、地球的規模で考えなければならない課題であり、美しい自然、清潔な環境に対する人々の願いは、なものにも優る時代となりました。

こうしたなか、当協会は創立以来十年にわたって、「環境を守り、産業を支える」を基本理念として産業廃棄物の適正処理の推進、県民に対する産業廃棄物問題の啓発等に努めて来られましたが、こうした協会活動の実績を踏まえ、今後もより一層会員の皆様とともに当面している多くの困難な課題に対し、全力を挙げて取り組み、産業廃棄物の処理、あるいはリサイクル等を通して、循環型社会の構築を推進し、社会のご期待に沿うべく全力を挙げて努力する所存でございます。会員の皆様の一層のご支援、ご協力をお願い申し上げご挨拶と致します。

創立10周年記念 第20回通常総会を開催

創立10周年記念式典・功労者に理事長感謝状贈呈



総会で挨拶する小瀬理事長



水谷重雄議長による総会講事

創立10周年記念・第20回通常総会が去る6月23日岐阜市内「岐阜グランドホテル」において多数のご来賓のご臨席を得て、記念式典に統いて盛大に開催されました。

総会では、小瀬理事長の挨拶に続き、次のご来賓の方々からお祝辞を頂きました。記念式典において永年功労者に小瀬理事長が会員を代表して感謝状を贈呈し、提出された議案を全会一致で承認し、役員の任期満了とともに新役員を選出、閉会しました。閉会後ロイヤルホールにおいて桑田宣典岐阜県副知事様、尾藤義昭岐阜県議会厚生環境委員長様からご挨拶をいただき、ご来賓の紹介に続き江藤幸治岐阜市助役様の乾杯のご発声により、懇親会を開催し盛会裏に閉会しました。

祝　辞　岐阜県知事　梶原　拓
岐阜県議会議長　殿地　昇
岐阜市長　浅野　勇
岐阜県警察本部生活保安課長
大竹　和文
社団法人全国産業廃棄物連合会

会長　國中賢吉
感謝状贈呈

協会創立10周年にあたり、創立以来役員・委員として多年にわたり会務の執行運営に尽力された方々21名、及び会員として創立以来協会活動を支え、今日の協会発展にご尽力された方々103名に対し会員を代表し理事長が感謝の意を表しました。

贈呈者（別紙名簿）

議事は、日興土木株式会社代表取締役水谷重雄氏を議長に選出し、第1号議案平成10年度事業報告、第2号議案平成10年度収支決算について慎重に審議し、いづれも原案通り可決承認されました。引き続いて第3号議案役員の改選について審議し、小瀬理事長（特別会員）の辞任にともない後任として元岐阜県議会議長の中本貞実氏外新理事を選任し臨時理事会を開催し理事長、副理事長、専務理事の互選を行い、理事長中本貞実氏（新任）副理事長清水正靖氏、同後藤利夫氏（各再任）専務理事林杉雄氏（再任）を選任しました。



第20回通常総会

理事長ごあいさつ

理事長 小瀬洋喜

本日、ここに創立10周年記念式並びに第20回通常総会を開催いたしましたところ、来賓各位を始め会員皆様の多数のご出席を頂き、盛大に挙行することができましたことは誠にありがとうございました厚く御礼申しあげます。

当協会は、本年4月に創立10周年を迎え、ここに記念式典を催すことができました。そして、今、次の10年に向かって新たな第一歩を踏み出すこととなりました。

顧みますと、平成元年に県、市町村をはじめ県内産業界挙げてのご支援により「環境を守り、産業を支える」を合い言葉に、全国的にも特異な組織として処理業者、排出事業者、行政の三者の構成により当協会が誕生いたし、以来、産業廃棄物対策基金の造成、教育研修、県民に対する啓発普及等の活動に会員一丸となって取り組んで参りました。その後、産業廃棄物をめぐる社会情勢の変化にともない、当協会の在り方が検討され、平成9年第16回通常総会において、産業廃棄物業界主体の団体として組織を改め、定款を改正し、名称も新たに「岐阜県産業環境保全協会」として再発足して以来、2年が経過し創立10周年を迎えて社会の期待に応え、活動を行うに至ることが出来るまで成長してまいりました。

これも偏に、県はじめ関係行政機関、産業界等関係各位の暖かいご理解とご支援の賜物と心から感謝申し上げる次第でございます。

21世紀の到来を間近に控えた現在、人間と自然環境との共存は人類共通の課題となっており、世界的、国家的レベルでそして地域の問題として「社会」と「環境」との調和を図る様々な取り組みが行われております。わが国においても、「大量生産」・「大量消費型」から、今、「資源循環型」社会への転換・構築に向けて環境にかかる基本的な法制度の整備や施策が各般にわたり推進されております。

また、県におかれましても、廃棄物をめぐる諸問題を解決し県民の生活環境を保全するため、本年三月には、廃掃法を補強する全国初の「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」が制定され、廃棄物の不適正処理対策、県民及び事業者の義務、県及び市町村の責務を明確にし、また、排出事業者の義務についても処理計画書の作成等、的確な指導が出来る体制がはかられました。また、廃掃法の改正を機に「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」を改正し産業廃棄物の適正処理に向かって指導が明確にされました。

こうした法令の整備により、産業廃棄物対策にかかる懸案諸問題についてその解決の方向が整備されるものと期待するものであります。

廃棄物の減量化、リサイクル化が強化され推進されてはおりますが、根本的には、産業

廃棄物最終処分場の処理容量の逼迫状態を解決することが緊急の課題となっております。最終処分場の逼迫は今や誠に厳しいものがあります。このままで推移すれば岐阜県産業の存立の危機を迎えるのではないかとの切迫感があります。しかし、長びく経済不況脱出のために内需拡大、消費刺激が国策とされており、再び大量消費時代を迎えることは明らかでありながら、消費拡大景気浮揚という国政において処理場設置等は、取り上げられることもなく過ぎております。しかもこの緊急課題に対する地域住民の理解を得られないまま推移しており、そのために生じている最終処分場逼迫のため、マスコミ等によって連日のように報じられる不法投棄の問題に象徴されるように最終処分場対策は 誠に憂慮されるものであります。

こうした大変厳しい社会情勢のもとで産業環境を保全し岐阜県産業の活性化を図るという当協会の事業目的を達成するために適正処理、再生利用等を推進し、生活環境を保全し産業の健全な発展を支援することによって県民福祉の向上への寄与を果たすため、会員の皆さま方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日の総会は、平成10年度の事業報告、及び平成10年度収支決算について、ご審議いただきご承認をお願いするとともに、役員の選任につきまして、定款に基づき本総会でご選任いただくことになっておりますので、よろ

しくお願い申し上げます。

またこの総会の席上におきまして、当協会設立以来多年にわたり役員・委員として協会の運営発展に多大のご尽力を頂きました方々、及び会員として創立以来協会の発展に多大のご尽力を賜りました方々に協会を代表し理事長より感謝状をお贈り申し上げ、皆様と共に心から感謝を申し上げたいと存じます。

私は、昨年9月末健康を害しまして、以来療養を続けて参りましたが、その間皆様に大変ご迷惑をおかけいたし、また、協会事業の推進にも至らぬことが多くなり申し訳なく存じておりますので、当協会も創立10周年をむかえ、組織的にも充実してまいりました。これを機に私は、社団法人岐阜県産業環境保全協会理事長の職を退かせていただき、特に産業廃棄物問題にご理解とご指導を得られる方に後をお願いしたいと考えておりますので、3期6年の永きにわたってご支援ご協力いただきました皆様のご厚情にたいしこの場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げたいと存じます。

終わりにあたりまして、本日ご多忙のなかご臨席賜りましたご来賓の皆様に対し心から感謝を申し上げますとともに、今後とも、本協会に対しまして一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

祝　　辞



岐阜県知事

梶 原 拓

社団法人岐阜県産業環境保全協会第20回目の、記念すべき通常総会がこのように盛大に開催されますこと、誠におめでとうございます。このような節目に、ご挨拶が出来ますことはたいへんな慶びであります。

さて、皆様方には、当県における廃棄物の適正処理について、日頃から格別のご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

特に、昨年度末に実施しました行政代執行におきましては、会員の皆様のご協力をいただき、無事終了いたしましたことを、厚くお礼申し上げます。また、貴協会におかれましては、会員相互の連携も密に、施設研修、各種部会における活動、ぎふ保全協会報の発行、会員への積極的な情報提供など、非常に活発な活動がなされており、更には、これらの活動を通じ、廃棄物行政に多大なお力添えをいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、県におきましては、廃棄物対策の基本方針として、廃棄物対策五原則、すなわち安全第一、公共関与、リサイクルの徹底、複合行政、自己完結を掲げ、廃棄物の適正処理の確保・推進に向けて、積極的に事業の展開を図っているところであります。

この一つとして、「岐阜県廃棄物の適正処

理等に関する条例」を平成11年3月16日に公布・一部施行したところですが、この条例を軸にして、平成9年1月施行の「岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱」、同年6月施行の「岐阜県廃棄物リサイクル製品利用推進要綱」、平成11年1月施行の「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」など、多角的に廃棄物対策を実施することにより、美しく豊かで快適な生活環境を保全し、美しいひだみのづくりを促進し、「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現を目指して努力しております。

岐阜県の産業廃棄物を取り巻く喫緊の課題である、産業廃棄物の最終処分場の逼迫、不法投棄等の不適正処理の問題を踏まえ、行政と貴協会が、歩調を一にし廃棄物の減量化・リサイクルに積極的に取り組み、施設の信頼性・安全性の向上を確保し、更には不法投棄等の不適正処理に対する総合的な対策など、各種取り組みを通して、県民に受け入れられる安全・安心な廃棄物の処理を、図っていかなければなりません。

貴協会におかれましては、旧来にも増して、行政に対するご支援を頂くようお願いすると共に、最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と、会員皆様のご健勝と、ご活躍を祈念して、挨拶とさせていただきます。



祝　　辞

岐阜県議会議長

殿　地　昇

本日ここに、岐阜県産業環境保全協会第20回通常総会が開催されるに当たり、岐阜県議会を代表して一言お祝いを申し上げます。,

貴協会におかれまして、ここにめでたく創立10周年を迎えられましたことは、誠にご同慶に堪えません。

また、本日表彰を受けられます皆様方、誠におめでとうございます。栄えある受賞をお喜び申し上げますとともに、永年のご努力に対し、深く敬意を表する次第であります。

皆様方には、日頃から産業廃棄物の適正な処理を通じ、生活環境の保全と資源の有効活用を図られ、県民生活の向上に深く寄与されておられますことに対し、心から感謝を申し上げます。

ご承知のとおり、高度成長を成した経済活動は、私達に物質的な豊かさをもたらした反面、多種多様の産業廃棄物を生み、その円滑な処理は極めて困難な状況にあります。

今や産業廃棄物処理問題は、避けて通ることができない緊急の課題となってきておりま

す。

こうした状況の解決には、排出事業者、処理業者の皆さんと行政が一体となって取り組み、廃棄物処理、不法投棄の防止等に最大限の努力を払わなければならないものと存じます。

また、企業や家庭においては、廃棄物の分別収集を徹底し、その排出規制と再資源化を押し進め、積極的な減量化を図っていく必要があります。

県議会といたしましては、快適な生活空間を確保し、地球にやさしい岐阜県づくりのため、引き続き努力してまいる所存でございます。

どうか皆様方におかれましても、産業廃棄物の適正処理体制の積極的な推進になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、岐阜県産業環境保全協会の今後益々のご発展と、ご臨席の皆様方のご健勝を祈念しまして、お祝いの言葉といたします。

祝辭



岐阜市長

浅野 勇

創立10周年記念式と第20回通常総会の開催を祝し、一言ご挨拶を申し上げます。

今日の環境問題は、地球温暖化・オゾン層の破壊・酸性雨など地球規模で取り組まねばならない大きな問題へと発展しております。

また、地域に目を向けましても、郷土の自然環境の保全・保護はもちろんのこと、廃棄物の処分場の逼迫問題をはじめとし、廃棄物のリサイクルや再資源化問題、昨今の環境ホルモン問題やダイオキシン類の削減対策など、対処しなければならない問題が複雑多岐・多種多様にわたっております。

これに対する地域住民の関心も一層の高まりをみせ、こうした問題を解決していくことが、これから行政の中心的な課題であり、21世紀に向けて良好な環境を保全することが、我々の責務であると考えております。

これらの課題を解決するために、資源循環

型社会の構築や官民一体となった廃棄物処理への取り組みが不可欠であり、また住民一人ひとりが、事業者それぞれが、そして行政が廃棄物問題に対する認識を新たにし、お互いに情報交換・連携協力することにより問題解決に向けた一層の努力をしなければなりません。

このような中で、産業廃棄物排出事業者、そして産業廃棄物処理業者の皆様方により構成される貴協会には、会員相互の自己研鑽はもちろんのこと、行政とのパイプ役として、また、住民に対する情報提供者として益々期待が高まっていくものであります。

今後とも、廃棄物の適正処理の推進はもとより、環境保全のリーダーとしてご尽力されることをお願い申し上げますとともに、貴協会の発展と会員の皆様のご健勝をお祈りいたします。



祝　　辞

岐阜県警察本部生活保安課長

大竹和文

本日ここに、岐阜県産業環境保全協会創立10周年記念・第20回通常総会が開催されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方には、日頃から、それぞれの地域におきまして、警察活動の推進に当たり、深いご理解と、ご支援、ご協力を賜っておりますことに対しまして、高い席ではございますが、まずもって、厚くお礼申し上げます。とりわけ、廃棄物の適正処理等環境問題につきましては、協会と会員が一丸となって、積極的に取り組む等、格別のご尽力を賜っており、重ねて厚くお礼を申し上げます。

また、当産業環境保全協会が、本年で10周年を迎えられ、強じんな組織に発展しましたことは、理事長さんを始め会員一同のご尽力の賜であると思います。心からお祝いを申し上げますと共に、今後ますますのご隆盛を祈念します。

また、本日、表彰を受けられました皆様、受賞誠におめでとうございます。平素から自然環境に配意され、協会の運営に努力されたことが認められての表彰と思います。改めてお祝い申し上げます

さて、産業廃棄物の問題につきましては、皆様もご存じのとおり、ダイオキシン等環境ホルモンの問題や野焼き、また不法投棄の問題が、連日新聞紙上をにぎわせておりますが、県内に置いても皆無とは言い難い状況にあり

ます。従って、警察としましては、これらの事犯を「環境犯罪」としてとらえ、悪質、広域化、巧妙化の一途をたどっている

- ・暴力団等が介在する不法投棄事犯
- ・国民の健康を直接脅かす有害物質発生の事犯

を重点とした取締りを推進しました。また、これからも強力に推進して参りたいと考えております。

そこで、今日ここにお集まりの皆様は、協会のリーダーであり事業所の責任者ありますので、3点お願いを致したいと思います。

1点は、野焼き、不法投棄など廃棄物の適正処理をするように、各事業所相互間でチェックと指導をお願いしたいあります。

新聞報道や廃棄物110番通報によりますと、依然として、野焼き不法投棄事案が後を絶たない状況にあります。従いまして、こうした廃棄物の不適正処理の絶無を図るため、協会ぐるみによる広報活動や指導を徹底され絶無を期していただきたい。

2点目は、廃棄物の減量化に務めていただくようお願いしたいあります。

産業廃棄物の排出事業者にあっては、廃棄物の減量化に務めていただくことはもとより、廃棄物の処理を委託される場合は、適正処理業者に委託すると共に、確実に委託契約

を結んでもらいたいのであります。

3点目は、マニフェスト制度の周知徹底を図っていただき、不適正処理の防止につなげていただきたいということであります。

平成10年12月1日から産業廃棄物処理法が改正されて、産業廃棄物の処理に当たり、全ての産業廃棄物について、マニフェスト制度が運用されております。

漏れ聞くところによると、マニフェス

トの作成が社員に記載され信用のないものがあるようです。法の趣旨に沿って、この制度の周知徹底を図っていただき不適正処理の防止につなげていただきたいのであります。

以上3点をお願いしまして、終わりになりましたが、当協会の益々のご繁栄とご列席の皆様方のご健勝ご多幸を祈念いたしまして、お祝いの言葉に代えさせていただきます。

祝　　辞



社団法人全国産業廃棄物連合会

会長　國中 賢吉

ご紹介いただきました社団法人全国産業廃棄物連合会の國中でございます。

本日は、社団法人岐阜県産業環境保全協会が創立10周年をお迎えになりましたことを、心からお慶び申し上げます。

岐阜県では組織作りに熱心に取り組まれ、岐阜県や岐阜市のご理解とご支援をいただきながら、さまざまな事業を推進され、多くの成果を残してこられました。

役員はじめ会員の皆様のご尽力と、岐阜県、岐阜市のご支援に心から敬意を表します。

加えて、協会及び会員の皆様には、当連合会の事業推進と処理業界の発展向上に多大な貢献をいただきました。

改めて深く感謝申し上げます。

連合会では今年度の重点事業としまして、4本の大きな柱を立てました。

第一は、資源循環型社会の構築に向けた取

り組みの推進です。

資源循環型社会を構築することは、21世紀の大きな課題であり、当業界においては廃棄物の適正な処理と資源の再生利用をさらに推進することにより、その社会的責任を果たすことが必要であります。

皆様の今後の事業展開に資するためにも、関連する法令の動きや情報を集め、会員の皆様へ提供することにしております。

第二は広報活動の展開、第三は資質の向上、そして第四は自主活動の推進であります。

業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、皆様とともにこの難局を乗り切りたいと存じますので、どうか皆様のご理解とご協力をお願ひいたします。

最後に、社団法人岐阜県産業環境保全協会のますますのご発展と皆様のご健勝を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

創立10周年記念 理事長感謝状贈呈者



多年にわたり会務の執行運営に尽力された方々

〈役 員〉

石丸継治 岐阜県メッキ工業組合理事長
小瀬洋喜 大垣女子短期大学学長
粥川長司 株式会社粥川商店 代表取締役
木村虎男 株式会社研木村 代表取締役
後藤利夫 岐阜県家庭紙工業組合理事長
清水正靖 寿和工業株式会社 代表取締役会長
清水道雄 笠置産業株式会社 代表取締役
鈴村兼利 平成舗道有限会社 代表取締役
高井信夫 タカイ商事株式会社 代表取締役
田中一郎 日本環境株式会社 代表取締役
野々村清 株式会社野々村商店 代表取締役

野 村 清 晴

フジムラサービス株式会社 代表取締役

三 浦 茂

有限会社三浦産業 代表取締役

水 谷 重 雄

日興土木株式会社 代表取締役

山 村 け い

山村碎石株式会社 取締役

〈委 員〉

白 井 清 三

日本ウエストン株式会社 代表取締役

川 合 清 和

株式会社カワイ工業 代表取締役

川添正雄

東海公営事業株式会社 代表取締役

佐藤敏一

羽島地域産業廃棄物処理推進協議会長

中尾勝

伊勢湾防災株式会社 総務部事業開発室担当取締役

丹羽恵三郎

有限会社丹羽建材 代表取締役

多年にわたり積極的に事業活動に尽力された方々

〈正会員〉

有限会社新井工務店	(大垣市) 収集運搬
有限会社池田環境保全センター	(揖斐郡池田町) 収集運搬
株式会社市川工務店	(岐阜市) 中間処理
伊藤建設株式会社	(加茂郡坂祝町) 収集運搬
揖斐川工業運輸株式会社	(大垣市) 収集運搬
株式会社ウエスキ物産	(三重県四日市市) 収集運搬
株式会社上野清掃社	(愛知県東海市) 収集運搬
株式会社宇佐美組	(大垣市) 収集運搬・中間処理
有限会社ウラノ産廃	(愛知県瀬戸市) 収集運搬
株式会社江畑建材	(岐阜市) 収集運搬
株式会社大苔工業	(岐阜市) 収集運搬
オオブユニティ株式会社	(愛知県大府市) 収集運搬
奥田哲雄(奥田重機)	(羽島郡笠松町) 収集運搬
株式会社尾張クリーンパイプ	(愛知県小牧市) 収集運搬
各務原清掃株式会社	(各務原市) 収集運搬
カクタス産業株式会社	(愛知県知多市) 収集運搬
笠置産業株式会社	(恵那市) 収集運搬
加茂企業株式会社	(美濃加茂市) 収集運搬
株式会社粥川商店	(岐阜市) 収集運搬・中間処理・最終処分
株式会社カワイ工業	(岐阜市) 収集運搬
カワサキヘリコプタシステム株式会社	(各務原市) 収集運搬
岐建木村株式会社	(大垣市) 収集運搬・中間処理
岐阜県家庭紙工業組合	(美濃市) 排出事業者
岐阜碎石株式会社	(岐阜市) 収集運搬・中間処理
株式会社岐阜砂利	(岐阜市) 排出事業者
岐阜代用燃料株式会社	(岐阜市) 収集運搬・中間処理
ケイナンクリーン株式会社	(恵那市) 収集運搬
幸伸金属株式会社	(各務原市) 収集運搬・中間処理

高和興業株式会社	(愛知県海部郡飛島村) 収集運搬
後藤建材有限会社	(各務原市) 中間処理
近藤産興株式会社	(愛知県名古屋市) 収集運搬
株式会社佐合木材	(美濃加茂市) 収集運搬・中間処理
株式会社佐竹組	(養老郡養老町) 収集運搬・中間処理
サンアース株式会社	(多治見市) 収集運搬
株式会社三輝	(岐阜市) 収集運搬
三建産業株式会社	(大垣市) 収集運搬
三和建設株式会社	(岐阜市) 収集運搬
シガカンスイ株式会社	(滋賀県彦根市) 収集運搬
株式会社柴田建設	(中津川市) 収集運搬・中間処理・最終処分
青協建設株式会社	(関市) 収集運搬・中間処理
西濃建設株式会社	(揖斐郡揖斐川町) 収集運搬・中間処理
株式会社善商	(岐阜市) 収集運搬・中間処理
有限会社杜栄建工	(羽島市) 収集運搬
株式会社大八	(愛知県東海市) 収集運搬
タカイ商事株式会社	(岐阜市) 収集運搬・中間処理
高安株式会社	(各務原市) 収集運搬
株式会社多治見市衛生公社	(多治見市) 収集運搬
株式会社田中荘介商店	(愛知県名古屋市) 収集運搬
中部浄化工業株式会社	(岐阜市) 収集運搬・中間処理
中部道路メンテナンス株式会社	(愛知県一宮市) 収集運搬
東海公営事業株式会社	(岐阜市) 収集運搬
株式会社東海事業	(養老郡養老町) 収集運搬
寿和工業株式会社	(可見市) 収集運搬・中間処理・最終処分
直富商事株式会社	(長野市) 収集運搬
中村龍二(楠戸加商事)	(多治見市) 収集運搬
名古屋パルプ株式会社	(可見市) 自社処分
日興土木株式会社	(安八郡神戸町) 収集運搬

特 集

日本ウエストン株式会社 (羽島郡柳津町)
収集運搬・中間処理
(大垣市)

日本環境株式会社 (愛知県岩倉市)
収集運搬

日本ヘルス工業株式会社 (岐阜市)
収集運搬

有限会社丹羽建材 (岐阜市)
収集運搬

株式会社丹羽工務店 (美濃加茂市)
収集運搬

株式会社野々村商店 (岐阜市)
収集運搬・中間処理

株式会社研木村 (大垣市)
収集運搬・中間処理

林本建設株式会社 (愛知県江南市)
収集運搬

株式会社春田ケミカル (大垣市)
収集運搬・中間処理

飛雄建設株式会社 (高山市)
収集運搬・最終処分

ヒルムタ興業株式会社 (大垣市)
収集運搬

株式会社フジタ (静岡県伊東市)
収集運搬

フジムラサービス株式会社 (大垣市)
収集運搬・最終処分

平成工業株式会社 (羽島市)
収集運搬

平成舗道有限公司 (可児市)
収集運搬・中間処理

豊栄化学株式会社 (愛知県豊田市)
収集運搬

マルイ輸送株式会社 (大垣市)
収集運搬

丸上輸送株式会社 (大垣市)
収集運搬

株式会社丸ス商事 (加茂郡白川町)
収集運搬

満大産業株式会社 (羽島市)
収集運搬

有限会社三浦産業 (本巣郡穂積町)
収集運搬

株式会社美濃環境保全社 (本巣郡糸貫町)
収集運搬

宮川興業株式会社 (愛知県安城市)
収集運搬

名星ディストラクト株式会社 (三重県桑名郡長島町)
収集運搬

ヤブカワ工業株式会社 (大垣市)
収集運搬

株式会社ヤマゼン (奈良県橿原市)
収集運搬

山村碎石株式会社 (揖斐郡大野町)
収集運搬・最終処分

リプロ株式会社 (岐阜市)
収集運搬・中間処理

〈贊助会員〉

団体加入

伊奈波地域産業廃棄物処理推進協議会 (岐阜市)

羽島地域産業廃棄物処理推進協議会 (羽島市)

西南濃地域産業廃棄物処理推進協議会 (大垣市)

揖斐本巣地域産業廃棄物処理推進協議会 (揖斐郡大野町)

中濃地域産業廃棄物処理推進協議会 (美濃市)

可茂地域産業廃棄物処理推進協議会 (美濃加茂市)

東濃地域産業廃棄物処理推進協議会 (多治見市)

恵那地域産業廃棄物処理推進協議会 (恵那市)

岐阜市産業廃棄物処理推進協議会 (岐阜市)

岐阜県土木建築解体事業協同組合 (岐阜市)

岐阜県メッキ工業組合 (関市)

岐阜県医薬品卸協同組合 (岐阜市)

岐阜採石協同組合 (岐阜市)

岐阜県コンクリート製品協同組合 (岐阜市)

個別加入

財團法人岐阜県公衆衛生検査センター (岐阜市)

株式会社富士清空工業所 (岐阜市)

株式会社環境測定センター (羽島郡岐南町)

有限公司隆和 (岐阜市)

(敬称略)

(50音順 敬称略)

協会の新執行体制

第20回通常総会において、役員の改選が行われ、臨時理事会で理事長、副理事長及び専務理事が互選されました。平成5年6月から3期6年にわたってご指導をいただきました小瀬洋喜理事長が辞任され、後任として中本貞実理事長をお迎えいたしました。また同日開催の第2回理事会において各委員会の構成が決定されました。役員、各委員会の構成は次のとおりです。



役職名	氏名	会員区分	備考
理事長	中本貞実	特別	元岐阜県議会議長
副理事長	清水正靖	正	岐阜県産業廃棄物処理協同組合会長／寿和工業(株) 代表取締役会長
	後藤利夫	正	岐阜県家庭紙工業組合理事長／(株)後藤鉄工所 代表取締役
専務理事	林 杉雄	特別	(社)岐阜県産業環境保全協会
理事	石丸継治	賛助	岐阜県メック工業組合理事長／東明ライトメタル(株) 代表取締役
	市川治徳	正	(株)市川工務店 代表取締役社長
	白井清三	正	日本ウエストン(株) 代表取締役
	粥川長司	正	(株)粥川商店 代表取締役
	木村虎男	正	(株)研木村 代表取締役
	清水道雄	正	笠置産業(株) 代表取締役
	鈴村兼利	正	平成舗道(㈲) 代表取締役
	高井信夫	正	タカイ商事(株) 代表取締役
	田中一郎	正	日本環境(株) 代表取締役
	田中 薫	賛助	可茂地域産業廃棄物処理推進協議会長／富士電機冷機製造㈱取締役・環境プロジェクト部長
	棚瀬克己	賛助	岐阜県公害防止協会事務局長
	津田芳朗	賛助	岐阜市産業廃棄物処理推進協議会長／新日本金属工業(株) 常務取締役
	中村重信	正	西南濃地域産業廃棄物処理推進協議会長／三洋電機(株) 岐阜管理センター所長
	野々村 清	正	(株)野々村商店 代表取締役
監事	野村清晴	正	フジムラサービス(株) 代表取締役
	三浦 茂	正	(有)三浦産業 代表取締役
	水谷重雄	正	日興土木(株) 代表取締役
	森 憲一	正	名古屋バルブ(株) 取締役
	山村けい	正	山村碎石(株) 取締役
	佐藤敏一	賛助	羽島地域産業廃棄物処理推進協議会長／(株)ハイボーン 工場長
	山口 繁	正	中部淨化工業(株) 代表取締役



平成11年度第一回理事会

第2号議案

平成10年度収支決算について

第3号議案

第20回通常総会の開催について

第4号議案

創立10周年記念事業（感謝状贈呈）について

第5号議案

新規加入会員の承認について

協議事項

役員の改選方法について

第10回理事会開催

平成10年度第10回理事会（書面表決）が平成11年3月23日開催されました。この理事会は「新規加入会員の承認について」開催されたもので、正会員2名、賛助会員2名が全理事の賛同を得て承認されました。

平成11年度第1回理事会開催

5月19日午前10時から「岐阜市藪田南岐阜県水産会館中会議室」において平成11年度第1回理事会が開催されました。この理事会においては、第20回通常総会に提案する平成10年度事業報告と平成10年度収支決算について等次ぎの5議案が審議され、提案された議案は全て全員一致で可決承認され、第1号議案、第2号議案については次回第20回通常総会に提案することと決定されました。

第1号議案

平成10年度事業報告について

第2回理事会開催

6月23日午後16時30分から「岐阜市内岐阜グランドホテル会議室」において開催されました。

この理事会においては、第5回委員の任期が満了するため、第6回委員会の構成について及び新規加入会員の承認について提案し、何れも原案通り全員一致で可決承認されました。

協会の第6回委員会委員

委員会	氏名 (50音順)	備考
総務委員会	川添正雄	正会員・東海公営事業(株) 代表取締役
	清水道雄	正会員・理事・笠置産業(株) 代表取締役
	鈴村兼利	正会員・理事・平成舗道(有) 代表取締役
	高井信夫	正会員・理事・タカイ商事(株) 代表取締役
	中村重信	賛助会員・理事・西南濃地域産業廃棄物処理推進協議会会長・三洋電機(株) 岐阜管理センター所長
	三浦茂	正会員・理事・(有)三浦産業 代表取締役
	三谷絢造	賛助会員・恵那地域産業廃棄物処理推進協議会会長・(株)東濃INAX 取締役総務部長
	森憲一	正会員・理事・名古屋バルブ(株) 取締役
研修指導委員会	臼井清三	正会員・理事・日本ウエストン(株) 代表取締役
	岡崎朝子	正会員・(株)東海事業 代表取締役
	後藤利夫	賛助会員・副理事長・岐阜県家庭紙工業組合理事長・(株)後藤鉄工所 代表取締役
	高木明雄	賛助会員・揖斐本巣地域産業廃棄物処理推進協議会会長・明治製菓(株) 岐阜工場 工務環境室長
	田中薰	賛助会員・理事・可茂地域産業廃棄物処理推進協議会会長・富士電機冷機製造(株) 取締役・環境プロジェクト部長
	津田芳朗	賛助会員・理事・岐阜市産業廃棄物処理推進協議会会長・新日本金属(株) 常務取締役
	丹羽恵三郎	正会員・(有)丹羽建材 代表取締役
	水谷重雄	正会員・理事・日興土木(株) 代表取締役
広報編集委員会	加藤宏	正会員・青協建設(株) 代表取締役
	川合清和	正会員・(株)カワイ工業 代表取締役
	中尾勝	正会員・伊勢湾防災(株) 総務部事業開発室担当取締役
	野々村清	正会員・理事・(株)野々村商店 代表取締役
	野村清晴	正会員・理事・フジムラサービス(株) 代表取締役
	山口繁	正会員・監事・中部淨化工業(株) 代表取締役
	山村けい	正会員・理事・山村碎石(株) 取締役
適正処理委員会	石丸継治	賛助会員・理事・岐阜県メッキ工業組合理事長・東明ライトメタル(株) 代表取締役
	市川治徳	正会員・理事・(株)市川工務店 代表取締役社長
	粥川長司	正会員・理事・(株)粥川商店 代表取締役
	木村虎男	正会員・理事・(株)研木村 代表取締役
	小牧庸夫	賛助会員・伊奈波地域産業廃棄物処理推進協議会会長・川崎重工業(株) 岐阜工場総務部長
	佐藤敏一	賛助会員・監事・羽島地域産業廃棄物処理推進協議会会長・(株)ハイボーン 工場長
	田中一郎	正会員・理事・日本環境(株) 代表取締役
	林久仁	正会員・(株)美濃環境保全社 代表取締役

岐阜県「地球環境村」構想について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課
(地球環境村担当)

県においては、県内における廃棄物の適正処理を確保するため、地域と一体となった廃棄物処理体制を整備する「地球環境村」構想を進めています。

地球環境村とは、安全で安心な廃棄物処理施設と、健康・福祉・文化・スポーツ等に関する快適で魅力ある施設を複合的・有機的に整備することにより、良好な生活環境や自然環境の保全・創出及び地球環境への負荷の減少を図り、「日本一住みよいふるさと岐阜県」の実現を目指す地域をいいます。

現在、地球環境村構想は、県下5圏域ごとに、それぞれの地域の実情に合わせて自主的に検討が行われているところですが、本年1月に地球環境村第1号に指定した、一般廃棄物処理施設とその周辺整備地域「ささゆりクリーンパーク」(設置者：可茂衛生施設利用

組合、所在地：可児市塩河)が4月から稼働を始めました。

当施設は、美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡の2市8町1村で発生する一般廃棄物を広域的に処理するのですが、敷地内には、リサイクルを視野に入れた最先端の廃棄物処理技術である灰溶融炉や、リサイクルに関する啓蒙施設、リサイクル体験ができる宿泊研修施設、自然観察や散策などが楽しめる広場や遊歩道が設置されており、単に廃棄物を処理するだけではなく、訪れた人々が憩い、学ぶことのできる場となっています。

県としては、この「ささゆりクリーンパーク」が一つのモデルとなり、県下各地に地球環境村が設備されるよう、財団法人地球環境村ぎふとの連携のもと、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

平成11年度廃棄物対策課の概要

○分掌事務

- 1 一般廃棄物及び清掃に関すること。
- 2 凈化槽に関すること（他課の所掌に属するものを除く）。
- 3 産業廃棄物の処理計画に関すること。
- 4 産業廃棄物の処理の指導取締りに関すること。
- 5 下水道の終末処理場の維持管理に関すること。
- 6 公害防止施設等整備資金のあっせん及び利子補給に関すること。
- 7 地球環境村推進構想に関すること。
- 8 財団法人地球環境村ぎふに関すること。
*リサイクルの推進に関することは、環境政策課の所掌事務となります。（内線2686）

○内線番号

- | | |
|------------------------|------------------|
| ・課長 | 2710 |
| ・管理調整担当 | 2711(旧 総括課長補佐) |
| ・技術調整担当 | 2712(旧 総括技術課長補佐) |
| ・廃棄物総合対策係 | 2713・4 |
| ・一般廃棄物係 | 2717 |
| ・産業廃棄物係 | 2715・6 |
| ・地球環境村担当 | 2713 |
| *FAXは変更なし 058-277-5458 | |

○執務室の位置

10階西エレベーターホール付近南側

岐阜県廃棄物リサイクル 製品認定制度について

リサイクルを進めるためには、リサイクル製品が積極的に利用されることが必要であるとの観点から、全国に先駆け平成9年6月に岐阜県廃棄物リサイクル製品認定制度を創設しました。

この制度は、知事が認定の要件を満たしている製品を「岐阜県廃棄物リサイクル認定製

岐阜県健康福祉環境部 環境政策課

品」として認定し、それを県が優先的に使用するとともに、市町村にも使用を努めるよう要請し、さらに事業者、県民へも使用拡大を図るものであります。

県では、現在までに次の19製品を認定しています。

「岐阜県廃棄物リサイクル認定製品」として認定した製品

(平成11年2月1日現在)

認定番号	品目	製品名	製造者	再生原材料
1	汚泥活用地盤安定材	「タフロックスーパーR」	住友大阪セメント(株)	下水汚泥
2	廃材を使用したブロック	透水ブロック 「トレスルー」	中濃セテック(株)	陶磁器くず
3	廃材を使用したブロック	不透水ブロック 「レグナス」	中濃セテック(株)	陶磁器くず
4	廃材を使用したレンガ	「ハイカラレンガ」	岐阜市水道部	下水汚泥焼却灰
5	古紙100%トイレットペーパー	各種トイレットペーパー	牧 製 紙 (株)	古紙
6	古紙100%トイレットペーパー	各種トイレットペーパー	(株)後藤鉄工所	古紙
7	古紙100%トイレットペーパー	各種トイレットペーパー	大洋製紙(株)	古紙
8	古紙100%トイレットペーパー	各種トイレットペーパー	河村製紙(株)	古紙
9	古紙100%トイレットペーパー	各種トイレットペーパー	中村製紙(株)	古紙
10	古紙100%トイレットペーパー	各種トイレットペーパー	川一製紙(株)	古紙
11	再生土木資材	遊歩道舗装 「ミノボックス」	三野道路(株)	廃ガラス
12	廃プラスチック再生品	擬木 「プラウッド」	リス興業(株)	廃プラスチック (PE、PP)
13	廃材を使用したブロック	「クリスタルクレイCLBシリーズ」	クリスタルクレイ(株)	廃ガラス
14	廃材を使用したタイル	「クリスタルクレイFT、FKシリーズ」	クリスタルクレイ(株)	廃ガラス
15	廃材を使用したブロック	「アウトロックスクランチシリーズ」	亀井製陶(株)	下水汚泥焼却灰、無機性汚泥、石炭灰

特 集

認定番号	品 目	製 品 名	製 造 者	再 生 原 材 料
16	再生パルプ使用製品	コンクリート化粧紙型枠 「ペーパーケイプ」	(株) 大成	古紙
17	再生パルプ使用製品	フラワーポット 「エコルドポット」	(株) 大成	古紙
18	間伐材・小径材を使用した木製品	木製フラワースタンド	(有) レールフラワー	間伐材・小径材
19	間伐材・小径材を使用した木製品	標識・看板	(有) レールフラワー	間伐材・小径材

「リサイクル型社会行動計画」 づくりについて

私たちの住む岐阜県がいつまでも「日本一住みよい岐阜県」でありつづけるためには、リサイクル型社会の新しい生活のイメージをみんなで出し合い、できることから一人ひとりの生活のなかに取り入れ、ライフスタイルとして定着させていくことが必要です。

それが今の岐阜県に住み、働く私たちの次の世代への責任だと思います。

そこで、県では、県民・事業者の皆さんと行政が一体となり、「リサイクル型社会行動計画」をつくっていこうと考えています。

なお、この計画の策定に当たりましては、広く県民の皆さんから意見・提言を求めていきます。

【問い合わせ】

県庁環境政策課リサイクル推進室

☎ 058-272-1111

(内線2686)

リサイクルボランティア大学の 開催について

地域でリサイクルに取り組もうとしている人又はリサイクルに関心のある人を対象に、廃棄物・リサイクルに関する講座を開催し、地域におけるリサイクルを推進するボラン

ティアづくりを進めます。

・受講者数 40人(4回の講座すべて受講できる者)

・開催回数 7月から9月の間で4回開催

・講座内容 廃棄物処理施設・リサイクル施設見学、リサイクル陶芸教室、講演会等

リサイクル運動推進事業の 実施について

環境教育に重要な役割を担っている小中高校教師を対象に、リサイクル施設の見学と講話をを行い、学校教育の現場に生かしてもらうことを目的にリサイクル運動推進事業を行います。

・参加者数 教師40人

・実施日 平成11年8月26日(木)

岐阜県「環境子どもサミット」 の開催について

21世紀を担う子ども達に、環境問題に関心を持つ機会を与えるとともに、将来にわたり環境保全への取組みが持続するための契機を提供するため、中学生によるサミットを開催します。

・参加者 岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県の中学生の代表者12人

・開催日 平成11年8月3日(火)

平成10年度ダイオキシン類モニタリング調査結果について

岐阜県健康福祉環境部環境管理課

ダイオキシン類は、人工物質としては「地上最強の猛毒」と言われ、特に、ダイオキシンの中でも最も毒性が強い2,3,7,8-TCDDは、WHO（世界保健機構）の国際がん研究機関（IARC）により、「人に対する発がん性あり」との評価を受けています。

岐阜県では、県民の健康を守り、安全で安心な生活環境を確保するため、ダイオキシン類による一般環境の汚染状況を把握し、今後の対策に役立てることを目的として、県内のダイオキシン類モニタリング調査を実施しましたので、その結果をお知らせします。

1 調査概要

県内を岐阜、西濃、中濃、東濃及び飛騨の5圏域に分け、圏域ごとに1地点（岐阜市、大垣市、美濃加茂市、多治見市及び高山市）を選定し大気環境の調査を実施するとともに、大気調査地点（岐阜市を除く）の近傍で、土壤及び地下水の調査も行いました。

河川水質及び底質（川底の泥）については、県内の代表河川である長良川、木曽川及び揖斐川の各1地点で実施しました。また、河川水質調査地点の近傍で、水生生物（ウグイ等魚類）の調査も行いました。

2 調査結果

平成10年度調査の結果は、表1及び表2に示すとおりでした。

3 まとめ

（1）大気

年平均値の濃度範囲は、0.073~0.47pg-TEQ/m³で、各地点とも大気環境指針値（年平均値 0.8pg-TEQ/m³）を下回っていました。

（2）土壤

濃度範囲は 0.8~5.8pg-TEQ/g で、環境庁等がこれまで実施した結果と同程度であり、暫定ガイドライン値1,000pg-TEQ/g (H10.11 環境庁「土壤中のダイオキシン類に関する検討会」中間報告) と比較しても約1/170~1/1,250とはるかに低い濃度でした。

（3）その他

地下水、河川水質、底質及び水生生物に関しては、指標となる基準等はありませんが、これまでに環境庁等が実施した結果と同程度又はそれ以下であり、いずれも問題となるような値ではありませんでした。

4 今後の対応

大気調査の年平均値は、各地点とも大気環境指針値を下回っており、良好な状況でしたが、1回ごとの測定結果をみると、指針値よりも高い値が測定された地点がありますので、今後も継続して監視する必要があります。

その他の調査については、今回が初めてであり、今回の調査だけで汚染状況を判断することは困難ですので、今後もデータの蓄積を重ねていく必要があります。

特 集

表1 平成10年度大気環境中ダイオキシン類調査結果 (単位: pg-TEQ/m³)

地 域	調 査 場 所	平成10年度			平成9年度 (平均値)	実施機関
		調査回数 (検体数)	平均値	最小値～最大値		
岐 阜	北 部 岐阜市黒野会館	4 (8)	0.30	0.13～0.49	-	岐 阜 市
	中 部 岐阜市役所	4 (8)	0.29	0.15～0.42	0.60	
西 濃	大垣中央測定局(西外側町)	4	0.47	0.097～0.97	0.35	岐 阜 県
中 濃	美濃加茂市役所	4	0.21	0.061～0.36	-	
東 濃	多治見市消防本部	4	0.17	0.11～0.30	0.089	
飛 駆	高山市役所隣花岡駐車場	4	0.073	0.035～0.12	0.093	

備考1) 今年度調査は、各地域とも6月、8月、11月及び2月の年4回実施

2) 平成9年度調査は、12月に1回(2検体)実施

表2 平成10年度ダイオキシン類モニタリング調査結果

調査対象	調査地点	調査結果		調査場所等		
土 壤	大垣市	5.8	pg-TEQ/g	大気の調査地点の近傍で、県民が利用する公園の土壤		
	美濃加茂市	3.1				
	多治見市	1.4				
	高山市	0.8				
地下水	大垣市	0.0068	pg-TEQ/l	大気の調査地点の近傍で、飲食用水として常時使用されている井戸水		
	美濃加茂市	0.0033				
	多治見市	0.0047				
	高山市	0.017				
河川水	長良川	0.16	pg-TEQ/l	長良大橋 川合大橋 鷺田橋		
	木曾川	0.0072				
	揖斐川	0.016				
底 質	長良川	0.8	pg-TEQ/g	長良大橋 川合大橋 鷺田橋		
	木曾川	0.4				
	揖斐川	1.4				
水生生物	長良川	0.33	pg-TEQ/g	フナ オイカワ ニゴイ	注) 時期が悪く、必要量 が採取できなかつた ため、木曾川での調 査は断念した。	
		0.47				
		0.5				
	揖斐川	1.7		ウグイ オイカワ ニゴイ		
		1.1				
		0.96				

備考) 水生生物調査は、11～12月、それ以外は、10月に実施

pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラム

TEQ (毒性等量) : ダイオキシン類には210種類の異性体が存在し、それぞれ毒性が異なるため、2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシンの毒性に換算した値であることを示します。

春の定期人事異動

県健康福祉環境部環境局長に奥村寛治氏、廃棄物対策課長に福田安昭氏が着任。

岐阜市生活環境部参事に下村昭弘氏が着任されました。



就任ごあいさつ

健康福祉環境部環境局長

奥 村 寛 治

このたびの異動で岐阜県健康福祉環境部環境局長を拝命いたしました奥村でございまます。本誌面をお借りしまして一言ご挨拶を申し上げます。

日頃から、社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、県内の産業廃棄物処理行政の円滑な推進につきまして、深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

私たち岐阜県民は、美しく豊かな環境に恵まれ、永い年月を経て、自然と共生して生活の歴史を刻み個性ある文化を創り上げてきました。

しかしながら、これまで追い求めていた物質的な豊かさが、大量生産・大量消費を生み、そこから排出される大量の廃棄物は、本県の誇るべき生活環境、さらにはそれを支える自

然環境を保全するうえで大きな支障となってきております。

とりわけ後を絶たない廃棄物の不法投棄等の不適正処理事案は、廃棄物処理に対する県民の不信感を招き、その結果、必要な処分場の確保を困難にし、そのために廃棄物の不法投棄等の不適正処理を誘発するという悪循環に陥っています。

本県の美しく、ゆたかで快適な生活環境を守るためにには、県民、事業者及び行政が一体となって、廃棄物の発生の抑制や再利用の促進により廃棄物の減量化を進めるとともに、不法投棄等の不適正処理の撲滅と廃棄物処理施設の適正な確保に一層尽力していく必要があります。

今後とも、美しいひだみのづくりを促進す

ごあいさつ

るために、産業廃棄物の適正処理の推進・リサイクル・再資源化等各種施策を複合的に実施してまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願いします。

最後になりましたが、昨年度末の行政代執行に際しまして多大なるご協力を賜りました

こと厚くお礼申し上げます。

また、社団法人岐阜県産業環境保全協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。



就任ごあいさつ

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課長

福 田 安 昭

このたびの異動で岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課長を拝命しましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃より県内の産業廃棄物処理行政の円滑な推進につきまして、深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、昨年度末の行政代執行に際しまして非常なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨今、廃棄物問題がマスコミに取り上げられない日は一日もないような状況となっており、県民の廃棄物への関心、とりわけ地域に密着した廃棄物の不適正処理への関心が非常に高まってきております。

こうした状況の中において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が一昨年6月に一部改正され、産業廃棄物処理施設の設置手続、マニフェスト制度、保管基準などが強化あるいは拡充されたところであります。

県におきましても、廃棄物問題に適正に対

応するため、廃棄物対策五原則（安全第一、公共関与、リサイクルの徹底、複合行政、自己完結）を定め、各種施策を総合的かつ積極的に推進しているところであり、特に、不適正処理防止対策を推進することが喫緊の課題として捉え、平成11年1月1日に「岐阜県産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」を改正施行し、また、平成11年3月16日に「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」を公布、一部施行をしております。

また、不適正事案の指導には、処分場の確保が不可欠であり、公共関与による安全な施設の建設を進めることが最重要課題と位置づけ、財団法人地球環境村ぎふと連携しつつ、地球環境村構想を積極的に推進しておりますので、今後、皆様方のご意見をお聞きしながら、施設建設の実現化を図っていきたいと考えております。

また、廃棄物の減量化、リサイクルが廃棄物処理の原点であり、当県においては、「岐

「岐阜県廃棄物リサイクル製品利用推進要綱」を制定し、リサイクル製品の利用促進を図ることによりリサイクル産業の育成を推進していくところであります。産業廃棄物の適正処理の推進・リサイクル・再資源化等各種施策

に、一層のご理解とご協力をお願いします。

最後に、社団法人岐阜県産業環境保全協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。



就任ごあいさつ

岐阜市生活環境部参事

下村 昭弘

本年4月1日付で岐阜市生活環境部参事を拝命しました下村でございます。日頃は、社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、環境行政に対しまして、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、私たちの暮らしを考えてみると、「便利で快適な生活」を営むために、さまざまな資源から生産されたものを消費し、不要となったものを「ごみ」として排出してきました。そして、利便性や豊かさを追求した結果、地球の温暖化、オゾン層の破壊や酸性雨など地球規模で取り組まなければならない環境問題を引き起こしてきました。

また、地域に目を向けましても、自治体を取り巻く環境問題は、自然環境の保護・保全をはじめとして、ダイオキシンなどの環境ホルモン問題や産業廃棄物の処分場問題、そして、廃棄物のリサイクルや資源化問題が山積しております。

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の生活様式を見直し、環境の保全と資源の節

約をしつつ、循環型社会への転換を図っていかなければならぬと考えております。

貴協会におかれましても、産業廃棄物の適正な処理及びリサイクル利用等の事業に積極的に取り組んでおられますことに敬意を表するものであります。

岐阜市におきましても、東部クリーンセンターの建設、芥見リサイクルプラザの建設と大きな事業を進めてきましたが、粗大ごみも戸別収集に変更し、一般家庭から排出される粗大ごみの減量化を図り、リサイクル化への市民意識の高揚を図っているところであります。

いずれにいたしましても、廃棄物の排出抑制と資源として活用する循環型社会への転換の必要性を痛感しているところであります。

今後とも、廃棄物行政の推進にご理解とご協力を願い申しあげますとともに、貴協会並びに会員各位のご発展とご活躍を祈念いたしまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

わがまちの産業廃棄物問題と対策

ごみのリサイクルと 減量化対策について



瑞浪市長 高嶋芳男

岐阜県産業環境保全協会並びに会員の皆様には、平素から生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理対策について、格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今ごみ問題は、全国的に深刻な状況にあります。本市の一般廃棄物の最終処分場についても同様であり、資源ごみの分別収集や搬入時における分別の徹底、大型重機による転圧などにより延命に努めていますが、現在のような状況でごみが排出されてまいりますと、あと数年で満杯になる見込みであります。

従いまして、本市は現在、ごみのリサイクルと減量化対策を最重点課題として取り組んでいますところであります。

具体的には、従来からの資源回収に加え、平成9年4月から容器包装リサイクル法に基づき、空き缶、空きビン、ペットボトルの分別収集と、紙パック、トレーの拠点収集を行なっておりまます。

また最近は、市内在住の外国人も増えてきたため、外国人向け（英語、ポルトガル語、中国語）のごみの出し方案内を作成し、対応

しております。

3年目の現在に至りましては、市民のごみの資源化、減量化に対する意識も定着し、順調に分別排出が行なわれておりますが、平成12年度からは、さらにプラスチック類や紙製容器包装などの回収品目が増えるため、それらに対応するための体制づくりを進めているところであります。

さらに今年4月からは、環境対策推進員を委嘱し、ごみの分別排出をはじめとした環境問題について、理解と協力を得るため「押しかけ講座」も始めました。

新聞紙、雑誌、ダンボール、紙パックなどは、小中学校、保育園、幼稚園などに対し、奨励金を交付して集団回収を促進するとともに、生ごみ処理機を普及させるための補助金交付制度のPRに努めるなど、より一層のごみの再資源化と減量化に努めてまいりたいと考えております。

次に、急増しているごみの不法投棄の防止対策として、平成10年4月から「瑞浪市まちをきれいにする条例」を施行するとともに、市内各町に環境美化監視員を置き、監視バトルを行なっております。

廃棄物問題は、地球環境問題に関わる重要なことであり、行政、市民、事業者が一体となって廃棄物の適正処理と減量化に取り組んでいかねばなりませんので、今後とも何卒よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終りになりましたが、貴協会の益々のご発展と、会員の皆様のご活躍をご祈念申し上げます。

クリーンタウン ぎなん



岐南町長 片桐勝弘

本町は、岐阜市・各務原市などに隣接し、その中央を国道（21号・22号・156号）が縦横に走る交通の要衝で、岐阜県の表玄関として発展しています。

町の東部にある東海北陸自動車道の岐阜各務原インターチェンジは、奥美濃・飛驒方面へのスタート地点となっています。

平成11年4月現在の人口は22,444人、そのうち、年少人口16.0%、生産年齢人口73.0%と若く活気に満ちた町です。

日常的に人の出入りが激しく、年度末には転入転出によって町の人口が大きく動く岐南町ですが、行政、町民、事業者が一体となって「クリーンタウンぎなん」実現のために取り組んでいます。

その一環として、空き缶のポイ捨てやごみの不法投棄、放置自動車の発生を許さないという町民の総意に基づき、1994年、環境美化に関する次の二つの条例がさだめられました。

岐南町を清潔で美しいまちにする条例

岐南町放置自動車の発生の防止及び 適正な処理に関する条例

町を清潔で美しいまちにする条例の中では、空き缶などの散乱防止を図るために次のように定められています。

自動販売機で容器入り飲料を販売しようと

する事業者や個人は、あらかじめ町に氏名・住所・自動販売機の設置場所などについて届け出をしなければならないこと。

販売機ごとに空き缶などの回収容器を設置し、それを常に使える状態に管理しなければならないこと。

町は自動販売機の設置届け出があった場合は、届出済証を発行し、届出者はこれを自動販売機の見やすいところに貼っておかなければならぬこと。

町民・事業者は道路・河川や公園などにゴミを投げ捨てて汚してはならないとし、そのようなことを見つけた場合、町はゴミの回収や清掃を命令することができることとなっています。

また、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例は、自動車の放置を禁止し地域の美観を保つことを目的としてさだめられました。

具体的には、放置自動車の所有者を調べ、その者への撤去勧告、命令だけにとどまらずそれに従わない人には、罰金に処せられるという全国的にもめずらしい条例です。

条例制定時に、20台を超える放置自動車がありましたら、現在、放置された自動車はありません。なお、放置された自動車がある場合は、各自治会の環境美化監視員（町内35自治会すべてに設置されている組織で、その職務は、自治会内を定期的に巡回したり、地域住民への環境美化の啓発、ゴミ出しの指導などをています。）からすぐに連絡があり町はその処理に当たっています。

今後も、「クリーンタウンぎなん」を目指すとともに私たちが安全で快適な生活が営める環境づくりを進めて参りたいと考えています。

最後に貴協会の益々の発展と会員のみなさまのご活躍を心よりお祈り申し上げます。

中部四県産業廃棄物不法処理防止合同会議を開催

中部地域協議会主催で去る4月22日中部四県産業廃棄物不法処理防止合同会議が岐阜観光ホテル十八楼において開催されました。

当会議には、各県・各政令市廃棄物担当課、各県警察本部生活保安課等関係課及び中部地域協議会関係者28名が出席し、各県の産業廃棄物不法処理防止連絡協議会の活動状況等情



報交換を行いました。会議に引き続き、本巣郡穂積町のAIN・エンジニアリング(株)における水を使わない廃プラスチック洗浄について、また建設廃材より造られた中空型枠パネル等スーパーウッドの技術等同社の優れた研究成果について視察を行いました。

当県からは、廃棄物対策課船谷忠親課長補佐、同大坪技術主査、警察本部生活保安課太田政美廃棄物担当係長、岐阜市生活環境部下村昭弘参事、同環境総務課福井悦男廃棄物指導係長、当協会から田中一郎適正処理委員長、同林杉雄専務理事が出席しました。

平成11年度中部地域協議会開催

平成11年度中部地域協議会が6月29日3時

から、名古屋市内名鉄ニューグランドホテルにおいて社団法人全国産業廃棄物連合会大塚元一専務理事のご出席を得て開催され、次ぎの事項について協議しました。

当協会からは、田中一郎適正処理委員長、と林杉雄専務理事が出席しました。

協議事項

- (1) 平成10年度収支決算報告、平成11年度収支予算について
- (2) 厚生大臣認定講習会追加開催について
- (3) 研修会(全産廃連主催)の開催計画について
- (4) '99廃棄物処理展名古屋開催について

全産廃連会長表彰

去る6月18日ホテルニューオータニにおいて(社)全国産業廃棄物連合会第18回通常総会が開催され、その席上産業廃棄物処理業務功労者に対する平成11年度(社)全国産業廃棄物連合会会長表彰が行われました。本協会関係者からは、地方優良事業所表彰1社、優良従事者2名が表彰の栄に浴されました。栄えある受賞者は次の方々です。(敬称略)

○地方優良事業所表彰

岐阜代用燃料株式会社

○優良従事者表彰

寿和工業(株) 常務取締役 清水多摩恵

高安(株) 常務取締役 長谷川季昌

(以上紹介は本協会本県関係者・事業所)



清水多摩恵
(寿和工業株)



長谷川季昌
(高安株)

新規加入会員の紹介

平成10年度第10回理事会（書面表決）を3月23日開催し次のとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
二村化学工業株式会社岐阜工場 ☎(0574)25-3151	取締役工場長 大脇壽夫	〒505-0024 美濃加茂市御門町2-2-62	排出事業者
有限会社オクムラ ☎(05679)5-1153	代表取締役 奥村鉢治	〒497-0036 愛知県海部郡蟹江町須成西4-3	収集運搬業

〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	備考
登真砂一(のぼり商会) ☎(058)245-1784	—	〒500-8243 岐阜市細畑華南96	
株式会社生物研究所 ☎(058)247-2883	代表取締役 和田末男	〒501-6013 羽島郡岐南町平成1-62	

平成11年度第1回理事会を5月19日開催し次のとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
三ツ葉環境産業株式会社 ☎(058)276-0117	代表取締役 田仲美帆	〒500-8381 岐阜市市橋1-14-11	収集運搬業
丸硝株式会社 ☎(0584)91-4756	取締役社長 堤俊治	〒503-0034 大垣市荒尾町674	収集運搬業
有限会社アーテック三協 ☎(058)234-0515	代表取締役 久保好孝	〒502-0845 岐阜市早田町2-23	収集運搬業
道家工業株式会社 ☎(058)271-3322	代表取締役 道家庸嘉	〒500-8264 岐阜市西部辰新1-96	収集運搬業
有限会社大伸 ☎(0585)35-2121	代表取締役 加野信二	〒501-0531 揖斐郡大野町上磯590-2	収集運搬 中間処理業
有限会社ミタケ ☎(0574)67-4602	代表取締役 渡辺謙二	〒505-0107 可児郡御嵩町上之郷7071-1	収集運搬 中間処理業

協会だより

社名・TEL	代表者	住所	業の区分
篠田 静香(篠田興業) ☎(058)272-7171	—	〒501-6016 羽島郡岐南町徳田3-231	収集運搬業
株式会社雁音 ☎(058)232-4364	代表取締役 雁部繁夫	〒502-0903 岐阜市美島町1-5	中間処理業
木田正樹(木田建材) ☎(0583)70-1665	—	〒509-0105 各務原市各務山の前町3-129-2	収集運搬業

〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	備考
小塙記子(小塙行政書士事務所) ☎(058)251-7811	—	〒500-8361 岐阜市本荘西1-125	

平成11年度第2回理事会を6月23日開催し次のとおり新規加入会員が承認されました。

〈正会員〉

社名・TEL	代表者	住所	備考
F D Kエコテック株式会社 ☎(0584)66-4781	代表取締役社長 迫田博一	〒503-0322 海津郡平田町土倉字江東478	中間処理業

〈賛助会員〉

社名・TEL	代表者	住所	備考
株式会社アビオクラブ ☎(0585)55-2451	青木達也	〒501-1303 揖斐郡谷汲村長瀬1223-3	

参考 会員異動状況

会員区分	2月19日現在	入会数	退会数	6月23日現在	増減
正会員	205	12	4	213	8
賛助会員	63	4	—	67	4
特別会員	2	1	1	2	0
計	270	17	5	282	12

産業廃棄物の取締りの現状について

講師

岐阜県警察本部生活保安課

廃棄物対策係長 太田 政美

本誌前号でご紹介いたしましたように、当協会は本年3月19日岐阜市内サンピア岐阜（厚生年金健康福祉センター）において第19回通常総会を開催、終了後岐阜県警察本部生活保安課太田政美廃棄物対策係長を講師にお招きし、記念講演会を開催しました。太田講師は「産業廃棄物の取締りの現状について」を演題に産業廃棄物の適正処理について最近の違反事件等を例に1時間15分にわたり講演されました。以下はその内容をまとめたものです。

はじめに

ただ今紹介をいただきました太田と申します。現在警察本部生活保安課におきまして、廃棄物対策を担当しています。よろしくお願ひします。

岐阜県産業環境保全協会の皆様方には日頃から警察業務全般にわたり深いご理解とご協力を賜っておりますことを、まずもって厚く、お礼申しあげます。

本日は、産業廃棄物処理業の許可を取得し、産業廃棄物の収集運搬、中間処理、処分業を行っておられる方々等のお集まりですので、「産業廃棄物の取締りの現状等について」と題して、廃棄物の問題点、警察が行っております廃棄物対策について申し上げたいと思います。

現状について

廃棄物につきましては、皆さんご存じのとおり、全国的な問題であり、経済活動が活発化し、大量生産、大量消費、大量廃棄といわ

れる時代の中にあって、毎年大量の産業廃棄物が排出されています。

参考までに、国内で年間どれ程の産業廃棄物が排出されているかと申しますと約4億トンだそうです。なんと、私たちが家庭から出す一般廃棄物の8~10倍にあたる大量の産業廃棄物が事業活動に伴って排出され続けています。

ここ数年、廃棄物の排出量は景気の影響もあり、横這いとなっているそうですが、増加していないから安心であると言うわけではありません。

今後、景気が回復し、経済活動が活発化すれば、産業廃棄物の排出量が増加することは間違いないませんが、どれほどの産業廃棄物が事業活動に伴って排出されるかについては残念ながら予測がつきません。

また、事業活動に伴って排出される産業廃棄物を自然界に戻すための、処理施設が必ず必要ですが、現段階では処理場不足が深刻化



しており、このままのペースで廃棄物の排出が続けば、あと2~3年で廃棄物処理場が一杯になると予想され、産業廃棄物問題を深刻化させています。

このような現状から、行き場を失った大量の産業廃棄物は、全国の処分場を求めて規制や取締の緩い県へ玉突き式に送り出され、山林や砂利採取跡地へ巧妙に投棄されたりしています。

また野焼き等による違法な方法で処理され、環境汚染へとつながりつつあるごとから、廃棄物問題につきましては、全国的に大きな社会問題となっており、新聞、テレビ等で報道されない日は一日としてないほど、ゴミ、ダイオキシン、環境ホルモン等まさに「環境」と言う言葉がひとつのキーワードとなっております。

処理対策について

これらの問題解決のために、岐阜県、市町村は安心、安全で美しい岐阜県づくりを目指し、具体的な施策を総合的かつ積極的に展開しております。

例えば

安全で効果的のリサイクル、処理することができ、地域住民の健康増進等に役立つ施設を作るために、地球環境村構想を打ち上げ

- 安全第一
- 公共関与
- 複合行政
- リサイクルの徹底
- 自己完結

の5原則を掲げ、ゴミ処理の社会的ルールシステム作りに取り組んでいます。

また、美しく豊かで、快適な生活環境を保

全するために県、市町村とも環境汚染を防止するために種々の諸施設を積極的に取り組んでいる現状であります。

皆さん、すでに新聞等でご承知のことと思いますが、県では廃棄物処理法を補強するため「岐阜県廃棄物の適正処理等に関する条例」を制定しました。この法律は、排出業者側に適正処理の現地確認を義務付けたり、解体業者に建築物の解体工事の事前届けを出させるなど、法より責任を強化しているのが特徴であります。

また、違反者には業者名の公表や罰金を科する罰則も設けています。このように産廃を包括規制する全国初の条例であります。

条例の主要旨は

- 排出事業者の責任強化
 - ・ 排出事業者の産業廃棄物処理計画の作成義務
 - ・ 排出事業者が処理を委託する場合の処理能力確認及び適正処理確認の義務
 - ・ 不適正処理に対し排出事業者が必要な措置を講ずる責務
 - ・ 建築物を解体する場合の廃棄物処理計画の届出義務
- 総ぐるみ体制の確立
 - ・ 県民、事業者、市町村及び県のリサイクルの徹底の責務
 - ・ 県民、事業者の不適正処理事案の監視、通報の責務
 - ・ 県民、市町村、県による総合的な不適正処理対策
 - ・ 土地所有者等の監視の責務及び不適正処理事案に対し必要な措置を講じる責務
 - ・ 県民の地域の清潔保持の責務

等であります。

この条例については、後日説明会等があると聞いておりますが皆様自身に直接関係があると思いますので目をとおしていただきたいと思います。

産業廃棄物をはじめとする廃棄物問題は、各企業の問題であると考えている方が多いと思いますが、私達には関係がないということでは決してありません。

廃棄物はみんなの問題

産業廃棄物は、私達が必要な商品等の製造、下水処理、家屋等の解体等に伴って発生するのですから、私達の豊かで、快適な生活の「つけ」であると言うことをすべての人々が理解しなくてはいけないと思います。

廃棄物を取り巻く現状は、ただ今申し上げましたとおり、廃棄物処理に対する住民の不安や不信感の高まりを背景として、廃棄物処理施設設置や運営をめぐり、反対運動等が頻繁化し、その確保がますます困難となっております。

このような傾向が続けば、将来廃棄物の適正な処理に支障をきたしかねない深刻な状況にあることから、昨年、平成3年以来廃棄物処理法が大幅に改正されたことは、すでに皆さんご存じのとおりであります。

廃掃法の改正について

ここで、改正された廃棄物処理法のポイントについて申し上げますと

- 産業廃棄物の不法投棄の罰則が強化されました。
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度が、すべての産業廃棄物に導入されました。

○ 産業廃棄物の処理施設の設置については信頼性と安全性の向上のために手続き等が明確化されました。

○ ダイオキシン類対策については、ダイオキシン類の排出規制により焼却施設の構造基準や、その維持管理基準が強化されました。また、今回の改正に伴い、新しく新設されたのは

- ・ 産業廃棄物の投棄禁止違反
- ・ 名義貸しの禁止
- ・ 受託行為の禁止
- ・ 維持管理記録・閲覧義務違反
- ・ 産業廃棄物管理票虚偽記載等違反

等であり、罰金が大幅に引き上げられました。

このように、今回の法律の改正で処理基準等が厳しくなりましたので、産業廃棄物を取り扱っておられます「プロ」の皆様方には、他の模範として、皆様方と取引があります排出事業者等に対して、適正な指導をしていただきますようお願い申し上げます。

適正処理について

先日、産業廃棄物問題についてテレビ報道しておりましたが、この中で廃棄物の処理に関して特に進んでいる国は「ドイツ」だそうです。

ドイツは、排出業者が協力して、廃棄物の回収会社を作り、そこへ廃棄物を搬入し廃棄物を選別し、ほとんどの廃棄物を再生利用していることから、最終処分場へ運搬される廃棄物が減少し、最終処分場が赤字であることを言っていましたし、最終処分場へ運搬され

た廃棄物はその場で検査し、有害な物があれば、引き受けないようにしているそうです。

わが国におきましても、廃棄物を適正に処理するために、昨年の6月4日に「**特定家庭用機器再商品化法**」が公布され、一部が施行されました。この法律は電気製品のうちの、テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機のみが指定されておりますが、製造業者が指定された電化製品の利用価値がなくなった場合製造業者が引き取り、再生利用していかなければならぬとして定められた法律でございます。

このように、廃棄物となった物を再生し、再び商品として作りだし、再生利用できない物だけを廃棄物として処理すれば、環境汚染につながる不法事犯もなくなるだろうと思ひます。

参考までに、法律が大幅に改正された後、警察で検挙した廃棄物処理法違反の裁判結果を見ますと、法律改正前と比べますと、罰金が大幅に引き上げられています。

法律違反事件について

ここで、昨年着手した廃棄物処理法違反事件を紹介したいと思います。どの事件もテレビ、新聞等で大きく報道されましたので皆さんもご存じのことだと思います。

ひとつめは、美濃市の事件です。

これは、産業廃棄物の中間処理（破碎）施設の許可を受けた業者が、北陸、中部各県から事業活動に伴って排出された、廃タイヤ、鉱さい、廃プラスチック等を大量に受け入れ、受け入れた廃棄物を破碎することなく、そのまま処理施設周辺一帯に大量に堆積していたのです。

当然、大量に堆積していた廃棄物については、行政が再三粘り強い指導を継続しま

したが聞き入れられなかったことから、改善命令違反等で告発を受け、捜査に着手しました。

捜査中に火災が発生し3日間も燃え続け、住民に多大な不安を与え、岐阜県の大きなイメージダウンになったと思います。

ふたつめは、土岐市鶴里地内で発生しました事件です。

これは愛知県内に居住する業者が、砂利採取のために掘削した跡地へ、愛知県の解体業者から事業活動に伴って生じたがれき類等を1年間にわたり土岐市鶴里地内の山林に埋め立て処分していたものであります。

この事件は、まさに岐阜県がゴミ捨て場となった事案であります。

これは、いずれも業者を逮捕した事例ですが、このように、悪質な不法投棄、不適正処理事犯が多発していることから、こうした情勢を踏まえ岐阜県警に昨年4月1日全国に先駆けて生活保安課内に廃棄物対策室を設置しました。

取り締まり体制について

廃棄物対策室の室長は、先程挨拶をしました生活保安課長が兼務しながら21名体制で、廃棄物専門の警察官8名を専務員として、各警察署と連携をとり不法事犯の捜査、取締り、関係行政機関と連携によるパトロール等を実施するなど、強力な取締りを進めております。

- ・ 不法投棄、不適正処理等の監視活動については、岐阜県廃棄物不適正処理対策要綱に基づき、県事務所、保健所、市町村、警察が連携し、空陸一帯によるスカイアントランドパトロール、警察独自の航空隊等による監視活動も行なっており、悪質な不法

投棄事案等の早期発見、検挙に努めております。

また

- ・ 県民の健康を直接脅かすような、大規模な環境破壊を伴うような事犯、暴力団等が介在する悪質事犯等に対しては強い姿勢で望んでおります。

さらに、不適正な処理事案については、行政により指導を行い、こうした指導を無視するような悪質なものについて、行政をバックアップしていく形で対処していき、さらに脱法行為につきましても、行政と連携をして、現場の状況を把握しながら適正指導をしていく方針であります。

以上申しましたように、本県を違法なゴミ捨て場としないためにも、取締りの強化は必要であります。

廃棄物問題を解決するためには、県をはじめ、関係機関、本日お集まりの、産業廃棄物を取り扱う「プロ」である皆様方の協力が必要と考えておりますので今後ともよろしくお願いします。

本日ご列席の皆様方におかれましても、警察に対する変わらぬご支援、ご協力を賜りますとともに、これから岐阜県、日本を築いていくべく、皆様の英知を結集していただければと、お願いをする所存であります。

(文責 事務局)

お願い

広報編集委員会からお願ひ

皆さんの投稿をお待ちしております

本誌は、皆様の機関誌として、必要な情報の提供に努めているほか、皆さんにより親しみのある誌面とするため、「会員の声」欄を設け、広く会員からの投稿をお待ちしております。

協会の運営、産業廃棄物処理問題、各企業

における廃棄物処理の近況等々何でも結構です。どしどし、ご意見等をお寄せください。

ご投稿は、次によりお願ひいたします。

1. 字数 400~800字程度
2. 宛先 当協会事務局
3. その他 匿名掲載を希望の場合も、企業名、住所、氏名は明記してください。

編集後記

梅雨に入り、毎日うとうしい今日このごろです。

本年度の通常総会もおわりました。当協会も本年4月に早いもので創立10周年を迎えました。総会では記念式典が行われ、創立以来今まで協会を支え協会の発展にご尽力頂きました皆様に理事長から、感謝状が贈呈されました。本当に有り難うございました。

また、総会では、役員改選が行われ、3期6年にわたって協会の運営に格別の指導をいただきました小瀬洋喜理事長が、健康をそこなわれて退任されることになりました。先生には永い間本当にお世話になり、誠に有り難うございました。会員の皆様とともに心から御礼申し上げたいと思います。

本誌は、10周年の記念式典にあたり、ご来賓のお祝辞、感謝状贈呈者等を掲載いたし記

念特集としました。

この業界も景気低迷の中、法令改正等に伴い協会にお寄せいただく質問、ご相談等からも最終処分場の逼迫とともに益々厳しい状況にあります。

こうした厳しいなか、お陰さまで会員も皆様のご理解を得て新規ご加入も増え、組織強化をはかっております。

新理事長をはじめ役員も改選され、委員会構成もあらたに新しい体制で会員のみなさまのご支援とご協力により次の十年の発展を目指して出発しました。会員の皆様方におかれましても「保全協会報」の編集にご協力愛読を賜り、本誌が、皆様方との情報交換の機関誌としてのお役に立ちますよう編集委員一同頑張っていきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。 (山村けい)

ぎふ保全協会報編集委員（6月23日開催の第2回理事会において委員が改選されました。委員長副委員長は次回委員会で互選されます。）

加藤 宏 川合 清和 中尾 勝 野々村 清
野村 清晴 山口 繁 山村 けい

■広告掲載社名

株中島鐵工所／渡部工業㈱／(有)三浦産業

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るため再生紙を利用してあります。)



協会のシンボルマーク

平成11年6月30日発行 第39号
編集 発行 社団法人 岐阜県産業環境保全協会
理事長 中本貞実
〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階
TEL<058>272-9293
FAX<058>272-6764
印刷 共和印刷株式会社